

第 4 回 鳥 取 市 開 発 審 査 会 議 事 録

1 日 時 平成 1 8 年 7 月 3 1 日 (月) 1 3 : 3 0 ~

2 場 所 鳥 取 市 役 所 本 庁 舎 4 階 第 4 会 議 室

3 出 席 者

【委 員】岸本晟会長、常田明美委員、濱田香委員、奥山育英委員、松浦喜房委員、
大北美知枝委員

【事務局】綾木都市整備部長、渡部建築指導課長、綱田主査、馬林技師

4 欠 席 者 河本充弘委員

5 主 な 会 議 概 要

| 区分 | 公開又は 非公開 の別 | 申請等の概要 | 議事の概要 |
|---|-------------------|---|--|
| ・議案第 1 号 都市計画法第 4 3 条第 1 項の 規定による建築 物の建築の許可 について(鳥取市 長諮問) | 非公開 | ・申請地に係る建 築物の用途 車庫兼倉庫 (個別案件) | ・家族数の増及び子供の成長に伴い居 宅が手狭となり、離れ階下の車庫部分 を居住部分に改装する必要性があり、 やむを得ず母屋に近接した申請地を購 入して車庫兼倉庫を新築するものであ り、異議なしで承認された。 |
| ・議案第 2 号 都市計画法第 4 3 条第 1 項の 規定による建築 物の用途変更に ついて(鳥取市長 諮問) | 非公開 | ・申請地に係る建 築物の用途 食品用トレー 製造工場 (やむを得ない 用途変更) | ・都市計画法の許可を受けて市街化調 整区域において電子部品工場を営んで いたが、発注元である大手メーカーが 主要製品の生産拠点を中国に移転した ため、電子部品の受注が減少し、会社 存続が厳しくなり、環境に優しい食品 用トレーを製造する工場へ用途を変更 するものであり、異議なしで承認され た。 |
| ・議案第 3 号 都市計画法第 4 3 条第 1 項の 規定による建築 物の建築の許可 について(鳥取市 長諮問) | 非公開 | ・申請地に係る建 築物の用途 住居兼民宿 (個別案件) | ・家族の結婚や同居に伴い居住スペ ースが手狭となり、また、民宿の経営安 定を図るため団体客の会食が可能とな るよう、敷地の一部を拡張して 1 階住 居、2 階大広間の住居兼民宿を増築す るものであり、異議なしで承認された。 |

| | | | |
|--|------------|---|--|
| <p>・議案第4号 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の建築の許可 について(鳥取市 長諮問)</p> | <p>非公開</p> | <p>・申請地に係る建 築物の用途 産業廃棄物保 管施設 (個別案件)</p> | <p>・産業廃棄物の再資源化事業参入によ る産業廃棄物破碎施設の設置許可 及び産業廃棄物処理業の許可申請 に伴い、隣接する車両置場に処理前 の廃棄物の保管施設を増築しよう とするものであり、産業廃棄物破碎 施設の設置許可後に建築許可を行う こととし承認された。</p> |
| <p>・報告事項 都市計画法第 43条第1項の 規定による建築 物の建築の許可 について(4件)</p> | <p>非公開</p> | <p>—</p> | <p>・会長専決案件について報告を行った。</p> |